

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○認証業務の実施に関する事務の委任..... (情報政策課)	49
○産業廃棄物処理施設設置許可申請書の内容の概要等..... (循環型社会推進課)	49
○一般競争入札の資格に関する公示..... (循環型社会推進課)	50
○一般競争入札の実施..... (循環型社会推進課)	51
○銃猟禁止区域の指定..... (自然環境課)	51
○平成15年度狩猟免許試験の実施..... (自然環境課)	52
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	52
○有害図書類の指定..... (生活文化・青少年室)	52
○特定非営利活動法人の設立の認証申請..... (生活振興課)	53
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出..... (地域産業課)	53
○農業振興地域の指定の一部改正..... (農村計画課)	55
○家畜市場の登録事項の変更..... (酪農畜産課)	55
○漁獲共済に係る規約についての同意の確認..... (水産経営課)	55
○特定第2号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認..... (水産経営課)	56
○区域内特定養殖業者に係る共済契約の締結についての同意の確認..... (水産経営課)	56
○知事権限に係る保安林の指定の予定(2件)..... (治山課)	56
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	56
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	57
○山村振興法による市町村道の代行工事の完了..... (道路計画課)	57
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了..... (道路計画課)	57
○道路の区域の変更..... (道路整備課)	57
○土地区画整理組合の定款の変更認可..... (都市環境課)	58

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....	58
○種馬鈴しよ集荷販売業者の登録.....	58
○貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知.....	58
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(3件).....	59

札幌医科大学告示

○一般競争入札の実施(2件).....	59
道教育庁渡島教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	61
道教育庁空知教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	61
道教育庁網走教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	63
道選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等.....	63
釧路十勝海区漁業調整委員会指示	
○けがにの採捕の禁止.....	64
道公安委員会告示	
○遊技機の認定及び型式の検定等の告示.....	64

告 示

北海道告示第2093号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第34条第1項の規定により、平成15年11月26日から認証業務の実施に関する事務を財団法人自治体衛星通信機構に委任した。

平成15年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第2094号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書(以下「申請書」という。)の内容の概要等は、次のとおりである。

平成15年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 申請の概要

(1) 申請年月日

平成15年9月3日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名(申請者の住所又は氏名)

北海道札幌市中央区北1条東15丁目140番地

育てよう一人一人の
人権意識
身近なことから人権を
考えてみませんか

協業組合公清企業 理事長 八十島 稔

- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
北海道江別市八幡71番1、71番2、71番10、71番17
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号八（管理型最終処分場）
- (5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
汚泥、鉍さい

2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

- (1) 縦覧の場所及び時間
北海道石狩支庁地域政策部環境生活課及び江別市市民部清掃事務所 午前8時45分から午後5時15分まで
- (2) 縦覧の期間
平成15年12月12日から平成16年1月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成15年12月29日から平成16年1月3日までの期間を除く。）

3 意見書の提出

- (1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有するものは、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- (2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
- (3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 060 - 8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 北海道石狩支庁地域政策部環境生活課）に平成16年1月27日（火）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第2095号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする⁽¹⁾に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⁽²⁾に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、⁽³⁾に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年12月12日に一般競争入札の告示を行うPCB収集運搬

・環境モニタリング基礎調査業務

- (2) 資 格 PCB収集運搬・環境モニタリング基礎調査業務委託に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 業 務 の 種 類 PCB廃棄物の収集運搬及びモニタリングに関する基礎調査業務

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 過去に国または地方公共団体から廃棄物もしくはリサイクルに関する調査研究等について業務委託を受けて実施した実績があること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成15年12月12日（金）から24日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。午前9時から午後5時まで）
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課
イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 323

4 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請をしようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第2096号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年12月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 委託をする業務の名称

P C B収集運搬・環境モニタリング基礎調査業務

(2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。

(3) 委託期間 契約の日から平成16年3月15日まで

(4) 納入場所 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道告示第2095号に規定するP C B収集運搬・環境モニタリング基礎調査業務に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁12階環境生活部1号会議室

(2) 入札日時 平成16年1月7日 午後1時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積った契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税額等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 323

(4) 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがある。

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第2097号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に

に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成15年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 名 称 幌戸沼銃猟禁止区域
- 2 区 域 厚岸郡浜中町に所在する道道根室浜中釧路線幌戸橋より北の幌戸沼水面の区域
- 3 存続期間 平成16年1月1日から平成25年9月30日まで（9年間）

北海道告示第2098号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定による平成15年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成15年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 試験の種別 網・わな猟免許及び第1種銃猟免許
- 2 試験日時、試験地等
 - (1) 試験日時 平成16年2月19日（木）午前9時から午後5時まで
 - (2) 試験地 岩見沢市、旭川市、浦河町及び帯広市
 - (3) 試験場所 受験票により受験者に通知する。
- 3 狩猟免許申請書等の提出先及び受付期間
 - (1) 提出先 試験地に係る支庁の地域政策部環境生活課
 - (2) 受付期間 平成16年1月21日（水）から2月4日（水）まで（送付の場合は、2月5日までに到着したものに限り受け付ける。）
- 4 受験資格
北海道に住所を有する者であって、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条各号の規定のいずれにも該当しない者（20歳に満たない者など）
- 5 狩猟免許申請手数料等
5,300円（試験科目の一部を免除された者にあつては、4,000円）
- 6 狩猟免許試験の実施の詳細については、次の方法で縦覧に供する。
 - (1) 北海道環境生活部環境室自然環境課及び各支庁地域政策部環境生活課において縦覧に供する。
 - (2) 北海道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.jp/>）上に掲載する。

北海道告示第2099号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

興行の種別	興 行 の 題 名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指 定 の 理 由
映 画	美肌家政婦 指責め濡らして	オ ー ビ ー 映 画	全 部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であつて、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	猥褻ネット集団 いかせて!!	新 東 宝 映 画		
同	小説家の情事2 不倫旅行	同		
同	出会い系不倫 堕ちた人妻たち	オ ー ビ ー 映 画		
同	新・老人の性 愛人いじり	新 日 本 映 像		
同	carmen・カルメン	クレストインターナショナル		
同	ナース裏治療 舌で癒して	オ ー ビ ー 映 画		
同	三人の未亡人 恥知らずレズ	新 日 本 映 像		

北海道告示第2100号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成15年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

図書類の種別	図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等	図 書 類 の 名 称	発行所、制作所、受審会社等
雑 誌	02916-12/4	グラビアコミックマガジンドキッ!スペシャル	株 式 会 社 竹 書 房
		2003年12月4日発行	
同	05159-12	ジツワ 実話24時	2003年12月号 株式会社メディアボーイ
同	04118-12	月刊テレビサル VOL.27	2003年12月号増刊 株式会社パウハウス
同	07654-12/4	ピタマンデラックス	2003年12月14日増刊号 株式会社竹書房
同	18642-12	Z i GEN【ジゲン】	2003年12月号 株式会社大洋書房
同	11803-12	ウォーB組	2003年12月号 株式会社マガジンマガジン
同	08398-12	ウォーA組	2003年12月号増刊 同
同	02591-12	カルビ POWER	2003年12月号 若生出版株式会社
同	13881-12	COMIC ぴ〜た	2003年12月号 同
同	16677-12	グラビアコミックマガジン ドキッ!	2003年12月号 株式会社竹書房
同	13991-12	COMIC パズーカ	2003年12月号 辰巳出版株式会社
同	12911-12	キャンディータイム	2003年12月号 富士美出版株式会社

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第2101号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成15年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
苫小牧じゃがいもクラブ	野田美樹子	苫小牧市桜木町3丁目1番4号	この法人は、保育を必要とするこどもたちが、心身ともに健やかに育つよう、ゆとりある柔らかな保育を行い、地域、社会に於ける子どもをとりまく環境改善のための啓蒙、提案活動や子育ての相談活動等を通して、地域の子育て支援に寄与することを目的とする。	平成15.11.17
グリーンライフサポートとかち	倉野 賢	帯広市西18条南3丁目23番6号	この法人は、高齢者に対する介護支援並びに生活支援に関する事業を行い、行政や各種団体と連携を図りながら、この地域における福祉社会の発展・増進に寄与することを目的とする。また、十勝帯広の地域を生かした特色のあるシルバー産業を創出し研究することを目的とする。	同 15.11.18
知床みさきの風	矢久保輝子	斜里郡斜里町朝日町9番地13	この法人は、地域における子ども・保護者・障がい者（児）・高齢者など地域住民に対する生活支援、交流促進などに関する事業を行い、ジェンダーフリー及びユニバーサルデザインの視点から、誰もが暮らしやすい社会の実現に寄与することを目的とする。	同
北見ウエルネス健康センター	信清 和志	北見市桂町1丁目209番16号	この法人は、北見市民に対して、ウエルネスの啓蒙、普及を通して、健康の維持、増進と改善に関する事業を行い、ＱＯＬ（生活の質全体）の向上に寄与することを目的とする。	同
地域経営改善研究会	吉川 孝	札幌市中央区北2条西26丁目2番18	この法人は、中小企業における経営企画力及び経営管理能力の向上を図る	同 15.11.19

		号	ために、企業経営に熱意と意欲を持つ北海道内の不特定多数の中小企業者及び起業を志す者に対して、経営機能の向上を総合的・多面的に支援する活動を行うと共に、中小企業経営者間の相互啓発的なネットワークの構築や、中小企業において法務・労務・財務経理・情報管理部門に従事する社員の専門性と士気を高める能力開発活動を行い、もって地域中小企業の経営基盤強化と適切な情報化資源の導入を推進し、ひいては活力ある地域経済の発展や職業能力の改善向上など、広く公益の増進に寄与することを目的とする。	
北海道ＳＯＨＯ・マイクロビジネス推進協議会	小山内 拓	札幌市中央区南5条西1丁目2番23号	この法人は、新しいワークスタイルとしてのＳＯＨＯ・マイクロビジネスの普及促進と起業化支援、ＳＯＨＯ・マイクロビジネス事業者のクラスター化による新産業の創出及び既存産業、業種へのＩＴ活用支援を通じた北海道全域の活性化と情報及び雇用の地域間格差の是正を推進することで、広く公益の増進に寄与することを目的とする。	同
ソルト	佐藤 紀子	札幌市北区北27条西3丁目1-1	この法人は、精神障がい者が安心して暮らせる生活の場となるグループホーム等の運営事業を行い、将来地域で単身生活を送る時に、自分らしく生活できる力が身に付くよう、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。	同 15.11.20
サポートセンターもぺっと	田中 利和	紋別市潮見町2丁目	この法人は、障害者・障害児を介護している家族に対して、日頃の心身の疲れを回復できるようにするための居宅支援サービス事業を提供し、障害児者と家族の地域生活支援の充実に寄与することを目的とする。	同

北海道告示第2102号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年4月12日までに北海道上川支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

旭友ストアー西店 旭川市4条通1丁目2241番地6ほか

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

旭川電気軌道株式会社 代表取締役 豊島 弘通 旭川市3条通18丁目左3号

ウ 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時（年間120日午前9時） 閉店時刻 午後8時

(変更後) 開店時刻 午前10時（年間120日午前9時） 閉店時刻 午後11時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時45分（年間120日午前8時45分）から午後8時15分まで

(変更後) 午前9時45分（年間120日午前8時45分）から午後11時15分まで

エ 変更する年月日 平成15年12月1日

オ 上記ウの変更に係るもの以外の事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

旭川電気軌道株式会社 代表取締役 豊島 弘通 旭川市3条通18丁目左3号

(イ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,351㎡

(ウ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 次のとおり

(エ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、北海道経済部地域産業課及び北海道上川支庁商工労働観光課及び旭川市商工観光部商業課に備え置いて一般の縦覧に供する。以下同じ。）

(2) 届出年月日 平成15年11月28日

2(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

旭友ストアー旭町店 旭川市旭町2条4丁目11番地1ほか

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

の氏名

旭川電気軌道株式会社 代表取締役 豊島 弘通 旭川市3条通18丁目左3号

ウ 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時（年間120日午前9時） 閉店時刻 午後10時

(変更後) 開店時刻 午前10時（年間120日午前9時） 閉店時刻 午後11時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時45分（年間120日午前8時45分）から午後10時15分まで

(変更後) 屋上駐車場 午前9時45分（年間120日午前8時45分）から午後10時まで

平面駐車場 午前9時45分（年間120日午前8時45分）から午後11時15分まで

エ 変更する年月日 平成15年12月1日

オ 上記ウの変更に係るもの以外の事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

旭川電気軌道株式会社 代表取締役 豊島 弘通 旭川市3条通18丁目左3号

(イ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,279㎡

(ウ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 次のとおり

(エ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 次のとおり

(2) 届出年月日 平成15年11月28日

3(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

旭友ストアーツインハープ店 旭川市旭神3条5丁目6番地ほか

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

旭川電気軌道株式会社 代表取締役 豊島 弘通 旭川市3条通18丁目左3号

ウ 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時（年間120日午前9時） 閉店時刻 午後9時

(変更後) 開店時刻 午前10時（年間120日午前9時） 閉店時刻 午後11時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時 45 分 (年間 120 日 午前 8 時 45 分) から 午後 9 時 15 分まで
(変更後) 屋上駐車場 午前 9 時 45 分 (年間 120 日 午前 8 時 45 分) から 午後 10 時まで
平面駐車場 午前 9 時 45 分 (年間 120 日 午前 8 時 45 分) から 午後 11 時 15 分まで

エ 変更する年月日 平成 15 年 12 月 1 日

オ 上記ウの変更に係るもの以外の事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

旭川電気軌道株式会社 代表取締役 豊島 弘通 旭川市 3 条通 18 丁目左 3 号

(イ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,733㎡

(ウ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 次のとおり

(エ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 次のとおり

(2) 届出年月日 平成 15 年 11 月 28 日

4 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 1 の(1)のオの(エ)に同じ。

(2) 縦覧期間 平成 15 年 12 月 12 日 (金) から 平成 16 年 4 月 12 日 (月) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで)

北海道告示第 2103 号

昭和 45 年北海道告示第 703 号 (農業振興地域の指定) の一部を次のように改正する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農村計画課及び関係支庁へ備え置いて縦覧に供する。

平成 15 年 12 月 12 日

北海道知事 高 橋 はるみ

女満別地域の事項中、「旧女満別空港の区域 (字中央 253、271、272 (4、10、12 に限る。)、281 (3、4、6、7 に限る。)、282、285 から 292、293 (1 から 7、9 から 19、21 から 24 に限る。)、294、295、296 (2、6 に限る。)、297、299 (7 に限る。)、301 (1 から 6、10、11、13、15、17 に限る。)、303 (1 から 7、9 から 13 に限る。)、306 (1、2、5、8、9、12 から 19 に限る。)、307 から 310、312 (1 から 3、11 から 13 に限る。)、315 から 326、327 (59、123 に限る。)、331 (1 から 4、9、12 から 15、17 から 30 に限る。)、335 (2、3、14 から 77 に限る。)、346 から 348、349 (1 から 5 に限る。)、

350、356、357、387 から 390、391 (2、3、8、9 に限る。)、397 及び 398 番の区域)」を、「字中央 253、271、272 (4、10、12 に限る。)、281 (3、4、6、7 に限る。)、282、285 から 288、289 (2、3、6 に限る。)、290、293 (1 から 4、7、8、10 から 12、14 から 19、21 から 24 に限る。)、294 (1、3 に限る。)、296 (2、6 に限る。)、297 (3 から 5、13、14 に限る。)、299 (7 に限る。)、301 (1、3 から 6、10、11、13、15、17 に限る。)、303 (1、3 から 7、9 から 13 に限る。)、306 (1、2、5、8、9、12 から 19 に限る。)、307、308 (2 から 4 に限る。)、309、310 (2、3 に限る。)、312 (1 から 3、11 から 13 に限る。)、315、316 (2 から 6 に限る。)、317、323、324 (2 から 4 に限る。)、327 (59、123 に限る。)、331 (1 から 4、9、12 から 15、17 から 30 に限る。)、335 (2、3、14 から 77 に限る。)、346 から 348、349 (1 から 5 に限る。)、350、356、357、389 (1 から 3、6、8、10 に限る。)、390 (1、2、4、5、9 に限る。)、391 (2、3、8、9 に限る。) 及び 397 番の区域」に改める。

北海道告示第 2104 号

次のとおり家畜市場の登録事項の変更があった。

平成 15 年 12 月 12 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 家畜市場の名称

北海道ホルスタイン家畜市場

2 家畜市場の開設者

北海道ホルスタイン農業協同組合 代表理事組合長 北 良治

3 変更事項

開催期日

4 変更後の登録内容

1 月 6 日、13 日、20 日、27 日	7 月 6 日、12 日、13 日、20 日、27 日
2 月 3 日、10 日、17 日、24 日	8 月 3 日、10 日、17 日、24 日、31 日
3 月 1 日、2 日、9 日、16 日、23 日、30 日	9 月 7 日、11 日、14 日、21 日、28 日
4 月 6 日、13 日、20 日、27 日	10 月 5 日、12 日、19 日、26 日
5 月 6 日、11 日、18 日、25 日	11 月 2 日、9 日、15 日、16 日、23 日、30 日
6 月 1 日、8 日、15 日、22 日、29 日	12 月 7 日、14 日、21 日、27 日

北海道告示第 2105 号

漁業災害補償法 (昭和 39 年法律第 158 号) 第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があった次の加入区に係る特定第 1 号漁業者の規約の設定について、同条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

平成15年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

こんぶをとる漁業

加入区 稚内

北海道告示第2106号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成15年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

区 域 区 分
西網走 しじみ貝漁業（ジョレンによりしじみ貝をとることを目的とする漁業をいう。）

北海道告示第2107号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認める。

平成15年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

ほたて貝養殖業 西網走

北海道告示第2108号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 松前郡松前町字高野762・763・字札前498・字上川757・字大沢956・字大津468・469・字茂草586（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、585の1、587、字原口572（次の図に示す部分に限る。）、570、571の1、573、574、字赤神537から539まで
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2109号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 亀田郡戸井町字丸山1の1・1の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 魚つき
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字丸山1の1・1の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び戸井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2110号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 紋別郡湧別町字志撫子1、2の1、7、26、字芭露1867の1
- 2 指 定 の 目 的 公衆の保健

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び湧別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第2111号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 常呂郡訓子府町字柏丘230・231（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 農道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び訓子府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2112号

山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成15年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 路 線 名 新得町道北新内線
- 2 工 事 区 間 上川郡新得町字新内153番10地先から
上川郡新得町字新内153番4地先まで
- 3 工 事 の 種 類 改築
- 4 工事完了の日 平成15年12月24日

北海道告示第2113号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工

事を次のとおり完了する。

平成15年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 路 線 名 浜頓別町道浜頓別常磐線
- 2 工 事 区 間 枝幸郡浜頓別町字戸出3961番1地先から
枝幸郡浜頓別町字戸出3967番1地先まで
- 3 工 事 の 種 類 改築
- 4 工事完了の日 平成15年12月19日

北海道告示第2114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道					
2	道路の路線名、縦覧場所及び区域						
	路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	
	岩 内 蘭 越 線 北海道小樽土木現業所	磯谷郡蘭越町字新見5番地先から 磯谷郡蘭越町字新見5番地先まで	前	16.00mから 37.00mまで	1,100.00m	—	
			後	16.00mから 35.50mまで	1,100.00m	—	
	帯 広 新 得 線 北海道帯広土木現業所	上川郡新得町栄町25番1地先から 上川郡新得町栄町1番地先まで	前	11.60mから 28.60mまで	310.80m	一般国道38号 重複12.50m	
			後	16.80mから 29.00mまで	310.80m	一般国道38号 重複12.50m	
	旭 川 環 状 線 北海道旭川土木現業所	旭川市神居2条1丁目209番3地先から 旭川市神居2条1丁目208番1地先まで	前	27.13mから 27.13mまで	12.70m	—	
			後	27.13mから 38.13mまで	12.70m	—	
		旭川市神居2条10丁目28番1地先から 旭川市神居2条10丁目28番1地先まで	前	27.13mから 27.13mまで	5.65m	—	
			後	27.13mから 38.44mまで	5.65m	—	
	雨 竜 旭 川 線 北海道旭川土木現業所	上川郡鷹栖町2023番1地先から 上川郡鷹栖町223番35地先まで	前	18.16mから 20.62mまで	312.19m	—	
			後	18.16mから 21.43mまで	312.19m	—	

美 深 雄 武 線 北海道旭川土木現業所	中川郡美深町字仁宇布1065番地先 から中川郡美深町字仁宇布636番 1地先まで	前	14.58mから 37.80mまで	100.00m	—
		後	14.58mから 37.80mまで	100.00m	—
麓 郷 山 部 停 車 場 線 北海道旭川土木現業所	富良野市東京大学演習林34林班 b 小班地先から富良野市東京大学演 習林30林班 a 小班地先まで	前	12.50mから 39.00mまで	804.00m	—
		前	13.00mから 43.00mまで	796.66m	—
		後	13.00mから 39.00mまで	796.66m	—
		後	14.53mから 15.06mまで	1,186.44m	—
遠 軽 雄 武 線 北海道網走土木現業所	紋別郡滝上町サクルー原野973番 2地先から紋別郡滝上町サクルー 原野2205番 4地先まで	前	14.53mから 15.06mまで	1,186.44m	—
		後	14.53mから 15.06mまで	1,186.44m	—
		後	19.11mから 57.30mまで	1,182.90m	—

北海道告示第2115号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の定款の変更を認可した。

平成15年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	組 合 の 名 称	音更町南宝来土地区画整理組合
2	事務所の所在地	河東郡音更町宝来南 1 条 2 丁目 1 番地
3	事業施行期間	平成10年 9 月29日から平成20年 3 月31日まで
4	施 行 地 区	河東郡音更町宝来南 1 条 3 丁目から南 1 条 5 丁目の全部並びに宝来南 1 条 1 丁目、南 1 条 2 丁目、南 1 条 6 丁目及び南 2 条 1 丁目から南 2 条 6 丁目の一部
5	設立認可年月日	平成10年 9 月21日
6	変 更 の 内 容	事務所所在地の変更 変更前 河東郡音更町宝来南 1 条 2 丁目 1 番地 変更後 河東郡音更町宝来西町南 2 丁目15番地
7	変更認可年月日	平成15年12月 4 日

支 庁 告 示

北海道空知支庁告示第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 2 項の規定による次の開発行為に関する工

事は、完了した。	
平成15年12月12日	
北海道空知支庁長 佐 藤 隆	
1(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	美唄市字美唄及茶志内1765番1 ほか9筆、字美唄2665番2 ほか12筆
(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名	美唄市西3条南1丁目1番1号 美唄市長 井坂紘一郎
(3) 開発許可年月日及び番号	平成14年6月10日 空建指第14 - 3号
2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	樺戸郡月形町字知来乙160番地125内
(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名	樺戸郡月形町1219番地 月形町長 奥山 功
(3) 開発許可年月日及び番号	平成15年5月6日 空建指第15 - 1号
北海道上川支庁告示第39号	
北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）第7条第1項の規定により、次のとおり種馬鈴しょ集荷販売業者の登録をした。	
なお、登録の有効期限は、登録の日からその翌々年の生産種馬鈴しょ取扱い終了までとする。	
平成15年12月12日	
北海道上川支庁長 青 木 次 郎	
登録番号	登録年月日
住所	氏 名
上川第14号	平成15.11.27
旭川市永山町10丁目193番地の1	株式会社トミイチ
全国の各市町村	
北海道上川支庁告示第40号	
次の貸金業者の所在及び営業所の所在地を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により公告する。	
なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。	
平成15年12月12日	
北海道上川支庁長 青 木 次 郎	
1 住 所	旭川市神楽岡1条5丁目2番11号
2 商 号 又 は 名 称	アイランド
3 氏 名	吉川 聖

4 登 録 番 号 北海道知事⁽²⁾上第00371号 5 主たる営業所の所在地 旭川市豊岡6条1丁目5番26号 6 従たる営業所の名称及び所在地 なし	3 開発許可年月日及び番号 平成15年2月26日 十建指第14 - 10号指令
北海道宗谷支庁告示第10号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成15年12月12日 北海道宗谷支庁長 佐藤 俊 夫 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 稚内市新光町1483 - 6の内 ほか2筆（1工区） 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 稚内市中央4丁目7番26号 株式会社和光開発 代表取締役 田端 正義 3 開発許可年月日及び番号 平成15年7月31日 宗建指第15 - 3号指令 北海道網走支庁告示第36号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成15年12月12日 北海道網走支庁長 毛利 明 雄 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 常呂郡留辺蘂町字旭97番1 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北見市卸町3丁目3番3号 株式会社道東ラルズ 代表取締役社長 渡辺 友則 3 開発許可年月日及び番号 平成15年7月1日 網建指第15 - 6号 北海道十勝支庁告示第23号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成15年12月12日 北海道十勝支庁長 近藤 光 雄 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 中川郡豊頃町茂岩末広町175番5、179番5 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 愛知県刈谷市朝日町2丁目1番地 アイシン精機株式会社 取締役社長 豊田幹司郎	札幌医科大学告示 札幌医科大学告示第84号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年12月12日 札幌医科大学長 秋 野 豊 明 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 輸液ポンプ（テルモTE - 161P） 15台 シリンジポンプ（テルモTE - 3321C） 14台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 限 平成16年2月27日（金） (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しているもの。 (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院臨床第1 A会議室 (2) 入 札 日 時 平成15年12月24日（水）午前9時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成15年12月19日（金）午後5時
- (2) 提 出 場 所 3に同じ。

11 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局病院課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西16丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 3128

- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

札幌医科大学告示第85号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年12月12日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
核酸精製システム 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 限 平成16年2月5日（木）
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室
- (2) 入 札 日 時 平成15年12月24日（水）午前10時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出期限及び場所 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提出期限 平成15年12月22日（月） (2) 提出場所 3に同じ。 11 その他 (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 札幌医科大学事務局管財課 イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2253 (4) この入札及び契約を中止することが有り得る。 (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。	1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 一式 42台（普通科×1校） 2 落札を決定した日 平成15年11月28日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社近藤商会 取締役社長 相川 正夫 (2) 住所 函館市西桔梗町589番地 4 落札金額 1月当たりの単価 268,485円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成15年北海道教育庁渡島教育局告示第10号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道函館市美原4丁目6番16号
道教育庁渡島教育局告示	
北海道教育庁渡島教育局告示第12号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成15年12月12日 北海道教育庁渡島教育局長 平 塚 努	道教育庁空知教育局告示 北海道教育庁空知教育局告示第10号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成15年12月12日 北海道教育庁空知教育局長 松 尾 昭 房 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 北海道美唄養護学校改築に係る物品購入 ア 舞台監視カメラほか74品目 202点 イ 足場台ほか20品目 25点 ウ 昇降式平行棒ほか35品目 109点 エ 卓球台ほか35品目 50点 オ 複写機ほか99品目 726点 カ ソファールほか29品目 95点 キ カーテンほか36品目 135点

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成16年3月30日（火）
- (4) 納 入 場 所 北海道美唄養護学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に係る指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成15年12月12日（金）から26日（金）まで
- イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局企画総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
- 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁3階空知教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 068 - 8550 北海道教育庁空知教育局企画総務課）
- (2) 入 札 日 時
- ア 平成16年1月26日（月）午前9時30分
- イ 同 午前11時
- ウ 同 午後1時30分
- エ 同 午後3時
- オ 同 1月27日（火）午前9時30分
- カ 同 午前11時

- キ 同 午後1時30分
- （送付による場合は、アからエまでは平成16年1月23日（金）、オからキまでは平成16年1月26日（月）までに必着のこと。）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法
- 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
- 要
- 10 そ の 他
- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に係る条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該入札金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市 8 条西 5 丁目 電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 3118 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 11 Summary A . Nature and quantity of the products to be procured : a . Stage observation camera and others 74 items (202 units) b . Scaffolding and others 20 items (25 units) c . Movable parallel bars and others 35 items (109 units) d . Ping-pong table and others 35 items (50 units) e . Copying machine and others 99 items (726 units) f . Sofa and others 29 items (95 units) g . Curtains and others 36 items (135 units) B . Bidding date and time : a . 9 : 30 A. M., January. 26, 2004 b . 11 : 00 A. M., January. 26, 2004 c . 1 : 30 P. M., January. 26, 2004 d . 3 : 00 P. M., January. 26, 2004 (a～d If mailed, bids must arrive no later than January. 23, 2004) e . 9 : 30 A. M., January. 27, 2004 f . 11 : 00 A. M., January. 27, 2004 g . 1 : 30 P. M., January. 27, 2004 (e～g If mailed, bids must arrive no later than January. 26, 2004) C . Contact Accounting Division, General Affairs Department, Sorachi District Bureau of Education, office of Education 8-jo, Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido, 068-8550, Japan Phone : 0126-23-2231 Extension 3118	北海道教育庁網走教育局告示第 8 号 次のとおり随意契約により契約の相手方を決定した。 平成15年12月12日 北海道教育庁網走教育局長 大 杉 定 通 - 随意契約に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 一式 42台× 3 校（普通科高等学校） - 随意契約の相手方を決定した日 平成15年11月27日 - 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 日通商事株式会社 (2) 住 所 東京都中央区築地 5 丁目 6 番10号 - 随意契約に係る契約金額（1 月当たりの単価） 662,130円 - 契約の相手方を決定した手続 随意契約 - 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 6 号の規定による。 - 契約に関する事務を担当する組織及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道網走市北 7 条西 3 丁目			
道教育庁網走教育局告示	道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示			
	北海道選挙管理委員会告示第195号 平成15年12月 2 日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の 1 並びに同法第76条第 1 項、第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。 平成15年12月12日 北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三 選挙権を有する者の総数の50分の 1 及び 3 分の 1 の数 <table> <tr> <td>50分の 1 の数</td> <td>92,774</td> </tr> <tr> <td>3 分の 1 の数</td> <td>839,782</td> </tr> </table>	50分の 1 の数	92,774	3 分の 1 の数
50分の 1 の数	92,774			
3 分の 1 の数	839,782			

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

石狩支庁所管区域	7,810	小樽市	41,342
渡島支庁所管区域	47,262	旭川市	99,167
檜山支庁所管区域	14,802	室蘭市	28,449
後志支庁所管区域	30,627	釧路市	51,225
空知支庁所管区域	53,386	帯広市	46,230
上川支庁所管区域	36,296	北見市	30,011
留萌支庁所管区域	10,040	岩見沢市	22,721
宗谷支庁所管区域	9,643	網走市	11,233
網走支庁所管区域	41,160	留萌市	7,702
胆振支庁所管区域	19,045	苫小牧市	45,997
日高支庁所管区域	22,705	稚内市	11,703
十勝支庁所管区域	50,617	美唄市	8,390
釧路支庁所管区域	22,371	江別市	32,561
根室支庁所管区域	13,964	紋別市	7,560
札幌市中央区	52,741	名寄市	7,344
札幌市北区	72,654	根室市	8,788
札幌市東区	68,440	千歳市	23,752
札幌市白石区	55,370	滝川市	12,584
札幌市厚別区	34,517	深川市	7,366
札幌市豊平区	57,359	富良野市	6,861
札幌市清田区	28,867	登別市	15,005
札幌市南区	41,900	恵庭市	17,421
札幌市西区	56,034	伊達市	9,935
札幌市手稲区	36,431	北広島市	15,728
函館市	78,169	石狩市	14,960

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	
50分の1の数	8,575
3分の1の数	138,119
北海道警察旭川方面本部管轄区域	
50分の1の数	12,093
3分の1の数	167,436
北海道警察釧路方面本部管轄区域	

50分の1の数	11,592
3分の1の数	163,264
北海道警察北見方面本部管轄区域	
50分の1の数	5,398
3分の1の数	89,963

釧路十勝海区漁業調整
委員会指示

釧路十勝海区漁業調整委員会指示第2号

けがに資源の保護を図るため漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、法第52条に基づく農林水産大臣の許可を受けて漁業を営む場合、北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号。以下「規則」という。）第5条第17号の規定により北海道知事の許可を受けて漁業を営む場合及び規則第45条の規定により北海道知事の許可を受けてけがにを採捕する場合は、この限りでない。

平成15年12月12日

釧路十勝海区漁業調整委員会会長 板垣 博

1 指示海域

次の基点第1号と点1及び点2を順に結ぶ線及び点2から162度30分の線と広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線との間における釧路及び十勝支庁管内沖合海域

基点第1号	根室市と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
点1	基点第1号から179度26分、100メートルの点
点2	点1から181度40分、7,000メートルの点

2 指示期間

平成16年1月1日から12月31日まで

3 指示内容

甲長8センチメートル以上のけがにの雄が採捕されたときは、できる限り損傷しないように速やかに海中に戻さなければならない。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第160号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業

務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成15年12月12日

北海道公安委員会委員長 佐野 文 男

1	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社 平和		
	代表者の氏名		代表取締役 中 島 潤		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8		
	型式の 概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
2	型式の 概要	型 式 名	C R ・ 木 枯 し 紋 次 郎 A J		
		製 造 業 者 名	株式会社 平和	型式試験番号	30080400
	検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第30080400号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間		
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都台東区東上野三丁目12番9号 株式会社エース電研		
3	代表者の氏名		代表取締役 武 本 孝 俊		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町七丁目198番地 1		
	型式の 概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
	4	型式の 概要	型 式 名	C R ウ イ ン タ ー コ レ ク シ ョ ン J X	
製 造 業 者 名			株式会社エース電研	型式試験番号	30081700
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第30081700号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社			
5	代表者の氏名		代表取締役 佐 野 慎 一		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		岡山県浅口郡寄島町12155 - 142番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	6	型式の 概要	型 式 名	ウミニバンR	
製 造 業 者 名			山佐株式会社	型式試験番号	34084100
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34084100号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ			
7	代表者の氏名		代表取締役 梅 村 義 孝		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一		
	型式の 概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
	8	型式の 概要	型 式 名	C R イ ル ナ ボ ン バ ー V	
製 造 業 者 名			株式会社エース電研	型式試験番号	30086100
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第30086100号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都台東区東上野3丁目13番6号 MTビル6階 清龍ゲームジャパン株式会社			
9	代表者の氏名		代表取締役社長 尹 弼 暎		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		京都府京都市伏見区淀本町231番地の1		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	10	型式の 概要	型 式 名	トリプルクラウン - 30R	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34063800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34063800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
11	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	12	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都台東区東上野3丁目13番6号 MTビル6階 清龍ゲームジャパン株式会社			
13	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	14	型式の 概要	型 式 名	ダイナマイトバトル2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
15	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	16	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
17	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	18	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
19	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	20	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
21	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	22	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
23	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	24	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
25	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	26	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
27	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	28	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
29	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	30	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
31	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	32	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
33	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	34	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
35	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	36	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
37	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	38	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
39	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	40	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
41	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	42	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
43	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	44	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
45	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	46	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
47	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	48	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
49	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	50	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
51	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	52	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
53	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	54	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
55	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	56	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
57	代表者の氏名		代表取締役 市 原 高 明		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
	型式の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
	58	型式の 概要	型 式 名	バトルパニックV2	
製 造 業 者 名			株式会社大一商会	型式試験番号	34058800
検 定 年 月 日		平成15年12月12日	検 定 番 号	第34058800号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			

9	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号			
	型 式 名	ゲキウマ			
	製造業者名	株式会社大一商会	型式試験番号	34061500	
	検 定 年 月 日	平成15年12月12日	検 定 番 号	第34061500号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会			
	代表者の氏名	代表取締役 市 原 高 明			
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地			
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
10	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型 式 名	CRフィーバークリムゾンフィアSTM			
	製造業者名	株式会社 三共	型式試験番号	30083300	
	検 定 年 月 日	平成15年12月12日	検 定 番 号	第30083300号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社 三共			
	代表者の氏名	代表取締役社長 毒 島 秀 行			
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1			
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
11	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型 式 名	CRフィーバークリムゾンフィアMR4M			
	製造業者名	株式会社 三共	型式試験番号	30082500	
	検 定 年 月 日	平成15年12月12日	検 定 番 号	第30082500号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区見寄町125番地 タイヨーエレック株式会社			
	代表者の氏名	代表取締役 佐 藤 英理子			
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中区見寄町125番地			
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
12	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型 式 名	CRウィンター7S			
	製造業者名	タイヨーエレック株式会社	型式試験番号	30080300	
	検 定 年 月 日	平成15年12月12日	検 定 番 号	第30080300号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社			
	代表者の氏名	代表取締役 市 原 高 明			
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地			
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
13	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型 式 名	CR力也M			
	製造業者名	マルホン工業株式会社	型式試験番号	30083700	
	検 定 年 月 日	平成15年12月12日	検 定 番 号	第30083700号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社			
	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇 夫			
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地			
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
14	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型 式 名	CR E IIIコレクションCT			
	製造業者名	マルホン工業株式会社	型式試験番号	30081800	
	検 定 年 月 日	平成15年12月12日	検 定 番 号	第30081800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区大幸一丁目10番15号 株式会社 銀座			
	代表者の氏名	代表取締役 伊 藤 二 博			
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中区大幸一丁目10番15号 愛知県春日井市柏井町三丁目92番			
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
15	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型 式 名	CRデカインカNK3			
	製造業者名	株式会社 銀座	型式試験番号	30083800	
	検 定 年 月 日	平成15年12月12日	検 定 番 号	第30083800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社			
	代表者の氏名	代表取締役 里 見 治			
	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8			
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
16	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型 式 名	CRソニックST			
	製造業者名	サミー株式会社	型式試験番号	30082600	
	検 定 年 月 日	平成15年12月12日	検 定 番 号	第30082600号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月12日）から3年間			
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ			
	代表者の氏名	代表取締役 梅 村 義 孝			
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一			
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		

17	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型 式 名	CRイルナボンバーLN		
		製造業者名	株式会社サンセイアールアンドディ	型式試験番号	30087000
		検 定 年 月 日	平成15年12月12日	検 定 番 号	第30087000号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年12月12日）から3年間		
18	型式の概要	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア		
		代表者の氏名	代表取締役 井 置 定 男		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地		
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型 式 名	CRサンバムーチョX2		
19	型式の概要	製造業者名	株式会社ソフィア	型式試験番号	30085000
		検 定 年 月 日	平成15年12月12日	検 定 番 号	第30085000号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年12月12日）から3年間		
		検定申請者の氏名又は名称及び住所	三重県松阪市中万町鐘突2185番地の2 岡崎産業株式会社		
		代表者の氏名	代表取締役 岡 崎 安 弘		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県松阪市中万町鐘突2185番地の2		
20	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号		
		型 式 名	スリーパーズ		
		製造業者名	岡崎産業株式会社	型式試験番号	34091900
		検 定 年 月 日	平成15年12月12日	検 定 番 号	第34091900号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年12月12日）から3年間		
21	型式の概要	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会		
		代表者の氏名	代表取締役 市 原 高 明		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型 式 名	CRドレミ天国AH		
22	型式の概要	製造業者名	株式会社大一商会	型式試験番号	30082900
		検 定 年 月 日	平成15年12月12日	検 定 番 号	第30082900号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年12月12日）から3年間		
		検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会		
		代表者の氏名	代表取締役 市 原 高 明		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
23	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型 式 名	CRドレミ天国AL		
		製造業者名	株式会社大一商会	型式試験番号	30082900
		検 定 年 月 日	平成15年12月12日	検 定 番 号	第30082900号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年12月12日）から3年間		
24	型式の概要	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会		
		代表者の氏名	代表取締役 市 原 高 明		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型 式 名	CRトップクルージングG1		
25	型式の概要	製造業者名	株式会社大一商会	型式試験番号	30079100
		検 定 年 月 日	平成15年12月12日	検 定 番 号	第30079100号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年12月12日）から3年間		
		検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会		
		代表者の氏名	代表取締役 市 原 高 明		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地		
26	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型 式 名	CRトップクルージング3A1		
		製造業者名	株式会社大一商会	型式試験番号	32084500
		検 定 年 月 日	平成15年12月12日	検 定 番 号	第32084500号
		検定の有効期間	公示の日（平成15年12月12日）から3年間		
27	型式の概要	検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区本町一丁目1番4号 株式会社藤商事		
		代表者の氏名	代表取締役 松 元 邦 夫		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地		
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型 式 名	CRサンダーバード2Z		
28	型式の概要	製造業者名	株式会社藤商事	型式試験番号	30086600
		検 定 年 月 日	平成15年12月12日	検 定 番 号	第30086600号

26	検 定 年 月 日	平成15年12月12日		検 定 番 号	第30086600号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月12日）から3年間				
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社 藤商事				
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 松 元 邦 夫				
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地				
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	アレンジボール遊技機			
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第3号			
		型 式 名	CRエキサイトラッシュ			
		製 造 業 者 名	株式会社 藤商事	型式試験番号	35065700	
	検 定 年 月 日	平成15年12月12日		検 定 番 号	第35065700号	
検定の有効期間	公示の日（平成15年12月12日）から3年間					